○国土交通省告示第千八十四号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第六項の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（維持管理計画等） 第二条　（略） ２　（略） ３　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。 一　当該施設の供用期間 二　当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方 三　（略） 四　前各号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理 ４・５　（略） ６　当該施設の用途の変更、第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更することを標準とする。 ７　（略） （管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理） 第六条　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、第二条第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。 ４・５　（略）	（維持管理計画等） 第二条　（略） ２　（略） ３　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。 一　当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 （新設） 二　（略） 三　前二号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理 ４・５　（略） ６　当該施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更することを標準とする。 ７　（略） （管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理） 第六条　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。 ４・５　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。